相続登記等相談会



法務局

司法書士会

土地家屋 調査士会



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。身の回りの不動産を確認し、速やかに相続登記を行いましょう。

東京法務局、東京司法書士会、東京土地家屋調査士会では、三者が連携して、相続登記や空き家対策等に関する支援をする三者連携無料相談会を行っています。なお、申請書等の作成・チェックは行いませんのであらかじめご了承ください。

本 局 会 場(司法書士・土地家屋調査士による相談)

【場 所】

九段第2合同庁舎(東京都千代田区九段南一丁目1番15号)

【日 時】

令和7年4月16日(水)、5月14日(水)、7月16日(水)、8月 13日(水)、9月17日(水)の午後1時~4時

◎6月は、〔一斉「相続・遺言」説明会&相談会〕にて無料相談を受けることができます。こちらは、予約制となります。詳細は、順次、当局ホームページ等でお知らせします。

港 会 場(司法書士・土地家屋調査士による相談)

【場 所】東京法務局港出張所2階 (東京都港区東麻布二丁目11番11号)

【日 時】

祝日を除く

- ・司法書士による相談 (毎週水曜日 午後1時~4時)
- ・土地家屋調査士による相談 (毎月第3水曜日 午後1時~4時)



各会場共通

〇予約不可。

受付状況により受付を終了させていただきますの で、御注意ください。

- 〇相談時間は、1回20分以内です。

府 中 会 場(司法書士による相談)

【場所】

東京法務局府中支局3階(東京都府中市新町二丁目44番地) 【日 時】

毎月第1水曜日、第3水曜日(祝日を除く) 午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く)

※令和7年6月から土地家屋調査士による相談も開始予定! 詳細は、当局ホームページ等でお知らせします。

墨 田 会 場(司法書士による相談)

【場 所】東京法務局墨田出張所1階 (東京都墨田区菊川一丁目17番13号)

【日 時】

毎週月曜日〜金曜日(祝日を除く) 午後2時〜午後4時

※令和7年6月から土地家屋調査士による相談も開始予定! 詳細は、当局ホームページ等でお知らせします。

R7.4月から開始

豊 島 会 場(司法書士による相談)

※1日4組まで

【場 所】東京法務局豊島出張所4階会議室 (東京都豊島区池袋4丁目30番20号)

【日時】

毎月第1、第3、第5水曜日(祝日を除く) 午後1時から午後3時まで

R7.7月新設予定

城 北 会 場(司法書士による相談)

令和7年7月から開始予定 詳細は、当局ホームページ等でお知らせします。

※なお、渋谷会場は3月19日をもって終了しました。

【問合せ】東京法務局民事行政調査官室 03-5213-1319 (午前9時から午後5時まで)

相談例

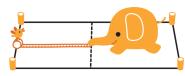


しほたん©東京司法書士会

相続登記に関わる様々な疑問や不安にお答えします 例えば…

- *「相続人」は「私だけ」と思っていたのに、 そうではないの?
- *「戸籍」が必要と言われたけれど、どうやって発行してもらうの?
- * 登記を調べたら、「所有者の名前が何十年も昔に亡くなった祖父」になっていた。
- *「法定相続情報一覧図」や「遺産分割協議書」って?必ず作らなければならない?

親から相続した土地を兄弟姉妹で分割したい。 どのような手続きが必要ですか?



エコゾウ&トッチ の東京土地水屋原産土台



その土地の境界調査、測量、隣接所有地との境界立会などを経て、土地の「分筆登記」を行います。その後、各土地を相続した方の名義とする「相続登記」を行います。 なお、土地の「分筆登記」は土地家屋調査士が代理人となって業務を行います。「相続登記」は司法書士が代理人となって業務を行います。

東京土地家屋調査士会 川柳応募企画入賞作品

◆ 境界を 決めて兄弟 仲良くね (広島県・江戸の隠居)

相続した建物が未登記であった。 どのような手続きが必要でしょうか?



エコゾウ&トッチ 〇末京土地末屋調査士会



まず、建物の「表題登記」を行い、法務局において登記記録(登記簿)を作ります。その後、相続した方を名義人とする「所有権保存登記」を行います。相続が発生した後に「表題登記」を申請することも可能ですが、手続きが煩雑になることもあります。所有している建物が正しく登記されているか調べておきましょう。 なお、建物の「表題登記」は土地家屋調査士が代理人となって業務を行います。「所有権保存登記」は司法書士が代理人となって業務を行います。

東京土地家屋調査士会 川柳応募企画入賞作品

◆ 終活は 登記申請 土地家屋 (三重県・あっちゃん)

将来の相続に備えて、土地の境界を はっきりしておきたいのですが…。



「土地の境界」については土地家屋調査士に相談しましょう。

大切な財産である土地について、将来お子さんが相続する時に困らないように、その土地の境界やブロック塀の所有、お隣の土地所有者のことなどについて知っているご自身がお元気なうちに、土地の境界をはっきりさせて、境界標識を設置しておきましょう。

東京土地家屋調査士会 川柳応募企画入賞作品

◆ 終活に 敷地境界 子に見せる(岐阜県・かきくけ子)